

県南広域振興局長告示第 197 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 9 月 11 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	指定年月日
桜木町薬局	花巻市桜木町一丁目 23 番地	平成 19 年 8 月 1 日
城内薬局	花巻市花城町 3 番 8 号	”
銀河薬局太田店	花巻市太田第 51 地割 220 番 1	平成 19 年 8 月 17 日
吉田歯科クリニック	一関市千厩町奥玉字中日向 201 番地 2	平成 19 年 6 月 20 日
スマイル薬局新町店	一関市千厩町千厩字町浦 192 番地	平成 19 年 8 月 1 日
あべ歯科医院	奥州市胆沢区小山字尼沼 38 番地 18	平成 19 年 6 月 15 日